

# 福岡県公報

平成21年10月7日  
第3024号

## 目次

告示(第1508号 - 第1515号)

土地改良区の解散の認可	(農村整備課)	.....	1
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(森林保全課)	.....	1
土地改良区の清算人の就任	(農村整備課)	.....	1
公共測量の実施	(県土整備総務課)	.....	2
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	.....	2
都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)	.....	2
福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更	(会計管理局会計課)	.....	3
土地収用法に基づく事業の認定	(用地課)	.....	3
監査委員			
監査結果の公表	(監査委員事務局総務課)	.....	4
監査結果の公表	(監査委員事務局総務課)	.....	6
監査結果の公表	(監査委員事務局監査第一課)	.....	9
監査結果の公表	(監査委員事務局監査第一課)	.....	13
監査結果の公表	(監査委員事務局監査第二課)	.....	20
監査結果の公表	(監査委員事務局特別監査室)	.....	24
雑報			
ホテルレガロ福岡の経営受託事業者の募集	(総務事務センター)	.....	27

## 告示

福岡県告示第1508号

次の土地改良区が土地改良法(昭和24年法律第195号)第67条第1項第1号に掲げる

事由により解散したので、同条第3項の規定により公告する。

平成21年10月7日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	解散認可年月日
大新地土地改良区	平成21年9月25日

福岡県告示第1509号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等(平成21年9月福岡県告示第1425号)は取り消す。

平成21年10月7日

福岡県知事 麻生 渡

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和58年5月28日福岡県告示第848号
- 変更に係る指定施業要件
  - 立木の伐採の方法 変更しない。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1510号

解散した清算人大新地土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成21年10月7日

福岡県知事 麻 生 渡

氏 名	住 所
丹 村 善 弘	田川郡大任町大字今任原1976番地
宮 本 清	" " " 1892番地 1
白 川 悟	" " " 1965番地 5
奥 永 一 秋	" " " 1950番地 2
崎 野 文 雄	" " " 947番地 1
中 山 直 治	" " " 1435番地

福岡県告示第1511号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局北九州国道事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成21年10月7日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 測量の種類  
公共測量（道路台帳附図作成）
- 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
飯塚市弁分～田川市弓削田 国道201号飯塚庄内田川バイパス	平成21年8月8日から 平成22年3月15日まで

福岡県告示第1512号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年10月7日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日  
平成21年9月15日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人田主丸カル・スポクラブ
  - (2) 代表者の氏名  
中島 紀元
  - (3) 主たる事務所の所在地  
福岡県久留米市田主丸町常盤1215番地の1
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、地域住民に対して、文化及びスポーツの振興を図る為の事業を行い、文化活動や生涯スポーツを通じて公益の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1513号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定に基づき、都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該決定に係る都市計画の案を、平成21年10月7日から同月21日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該決定に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成21年10月7日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 決定に係る都市計画の種類及び名称並びにその決定の内容  
宮田都市計画公園5・5・1号毛勝総合公園の決定
- 2 都市計画を決定する土地の区域  
宮若市磯光字榎木及び鶴田字岩河内の各一部
- 3 決定に係る都市計画の案の縦覧場所  
福岡県建築都市部公園街路課

宮若市社会教育課

福岡県告示第1514号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成21年10月7日

福岡県知事 麻 生 渡

	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新	1	福岡市博多区吉塚本町13番55号 博多サンヒルズホテル2階  財団法人 福岡県警友会	福岡市南区花畑4-7-1 福岡自動車運転免許試験場内 ほか46カ所 (今回変更した売りさばき所) 福岡市中央区渡辺通1-1-1 サンセルコビル地下 渡辺通優良運転者免許更新センター内	平成21年 10月1日
旧			福岡市南区花畑4-7-1 福岡自動車運転免許試験場内 ほか45カ所	

福岡県告示第1515号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年10月7日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 起業者の名称  
久留米市
- 2 事業の種類  
城島総合グラウンド整備事業
- 3 起業地

(1) 収用の部分

福岡県久留米市城島町榑津字後田、字奥諏訪、字中諏訪及び字南諏訪地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業は、土地収用法第3条第32号に掲げる「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に関する事業に該当するため、同法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である久留米市は、本件事業を施行する権能を有する主体であり、平成21年度一般会計予算により既に財源措置を講じているので、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業は、久留米市が同市城島町榑津字後田、字奥諏訪、字中諏訪及び字南諏訪地内において、現在市民グラウンド用地として借地している民有地及び新たに市民グラウンドに隣接する民有地を取得し、各競技場、駐車場等の再配置を行い、総合グラウンドとして整備するものである。

城島地域は従来からスポーツ活動が活発で、市民グラウンドを中心として地域住民の交流や親善、健康増進などを目的とした種々のスポーツ行事が開催されており、市民グラウンドはスポーツクラブや団体活動の拠点となっている。

このような中、平成19年に隣接する市立城島中学校のグラウンドの整備が行われ、市民グラウンドの大半が同中学校の専用グラウンドとして編入されたため、市民グラウンドが狭小となり、体育祭、野球大会等の実施に支障を来している。

ア 本件事業の施行により得られる利益については、スポーツの振興、地域住民の交流及び健康増進・健康維持等に相当の効果が見込まれる。

イ 一方、本件事業の施行により失われる利益については、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられず、また、本件事業に係る起業地は文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地となっている

が、福岡県教育委員会から起業地への編入について支障ないとの意見を得ていることなどから、軽微なものであると考えられる。

ウ また、本件事業に係る起業地の選定に当たっては、本事業計画において、現在の市民グラウンド用地を最大限利用し、用地取得は必要最小限とすることを前提に、社会的、技術的、経済的に優れる案を採用している。

エ 以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

前述のとおり、住民のスポーツ活動に支障を来していること、また、住民からグラウンドの整備を求める強い要望があることから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

また、起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であるものと認められ、収用の範囲も、本件事業により恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までに述べたように、本件事業は土地収用法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

以上により、久留米市から申請のあった城島総合グラウンド整備事業について、土地収用法第20条の規定に基づき事業認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2に規定する図面の縦覧場所

久留米市城島総合支所（地域振興課）

**監査委員**

監査公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく病院事業、電気事

業、工業用水道事業及び工業用地造成事業の定期監査を保健医療介護部健康増進課及び医療指導課並びに企業局（本局）及び同局2事業所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成21年10月7日

福岡県監査委員	工藤 壽文
同	進谷 庸助
同	伊藤 龍峰
同	日野 喜美男

## 第1 監査の概要

## 1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

- (1) 監査対象機関：保健医療介護部健康増進課他4機関
- (2) 監査対象期間：平成20年度
- (3) 監査実施期間：平成21年5月20日から平成21年6月19日

監査対象機関名	監査実施期間
健康増進課（病院事業）	平成21年6月10日～平成21年6月12日
医療指導課（病院事業）	平成21年6月10日～平成21年6月12日
企業局（電気・工業用水道・工業用地造成事業）	平成21年6月17日～平成21年6月19日
矢部川発電事務所（電気事業）	平成21年5月20日～平成21年5月22日
苅田事務所（工業用水道・工業用地造成事業）	平成21年5月27日～平成21年5月29日

## 2 監査の主眼

今回の監査は、各機関の事業が地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第3条に規定する経営の基本原則に沿って運営されているか及び財務に関する事務が適正に執行されているかに主眼を置いて実施した。特に、病院事業においては、流動資産、流動負債、企業債、借入金及び過年度未収金、また、電気等3事業においては、流動資産、流動負債、企業債、借入金、工事（建設・改良・修繕等）、旅費及び需用費に留意した。

## 3 監査の範囲

今回実施した監査の範囲は、次のとおりである。

- (1) 経営管理の状況  
経営状況及び事業の運営状況並びに予算・決算状況
- (2) 財務諸表の内容  
資産、負債及び資本の状況並びに損益の状況

## 第2 監査の結果

公営企業に係る経営管理及び財務に関する事務は、調査した範囲において、適正に執行されていると認められた。

---

監査公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政的援助等に係る監査を、財団法人医療・介護・教育研究財団（福岡県立精神医療センター太宰府病院）等4団体について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成21年10月7日

福岡県監査委員	工藤 壽文
同	進谷 庸助
同	伊藤 龍峰
同	日野 喜美男

## 第1 監査の概要

## 1 監査対象団体、監査対象期間及び監査実施期間

## (1) 監査対象団体

財団法人医療・介護・教育研究財団（福岡県立精神医療センター太宰府病院）等4団体

## (2) 監査対象期間

平成20年度

## (3) 監査実施期間

平成21年6月24日から平成21年7月31日まで

監査対象団体名	監査実施期間
財団法人 医療・介護・教育研究財団 (福岡県立精神医療センター太宰府病院)	平成21年6月24日から 平成21年6月26日まで
福岡県土地開発公社	平成21年7月2日から 平成21年7月3日まで
福岡県道路公社	平成21年7月15日から 平成21年7月17日まで
福岡北九州高速道路公社	平成21年7月29日から 平成21年7月31日まで

## 2 監査の範囲

今回の監査は、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している団体、県が平成20年度において財政的援助を行った団体及び地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせている団体等4団体について、財政的援助等に係る出納その他の事務が、援助等の目的に沿って適正かつ効率的に執行されているかについて実施した。

## 3 監査対象団体の概要及び財政的援助等の内容

監査対象団体名	事業の概要	財政的援助等の内容
財団法人 医療・介護・教育研究財団 (福岡県立精神医療センター太宰府病院)	福岡県の地域医療及び介護の確保と質の向上に寄与することを目的として、福岡県立精神医療センター太宰府病院の管理運営等を行っている。	県は、当財団を福岡県立精神医療センター太宰府病院の指定管理者としている。 援助等の明細は、次のとおりである。 福岡県立精神医療センター太宰府病院 診療報酬交付金 1,707,691,132円 福岡県立精神医療センター太宰府病院 管理料 24,838,604円
福岡県土地開発公社	地域の秩序ある整備を図るため、公有地の拡大の整備に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づき、公共用地、公用地等の取得、造成その他の管理及び処分等を行うほか、国、地方公共団体、その他公共団体の委託を受けて、土地の取得の斡旋、調査、測量等の事業を実施している。	県は、基本金の全額を出資するとともに、公共用地先行取得資金等を貸付けている。 援助等の明細は、次のとおりである。 福岡県土地開発公社出資金 30,000,000円 (うち20年度 0円) 福岡県道路・河川事業用地先行取得資金貸付金 3,000,000,000円

福岡県道路公社	福岡県の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について、料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕等を総合的かつ効率的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的として、次の事業を実施している。 1 冷水道路、二丈浜玉道路及び福岡前原道路の維持管理 2 天神中央公園駐車場の維持管理	福岡県土地開発基金貸付金 4,494,018,698円 (うち20年度 0円)
福岡北九州高速道路公社	福岡市及び北九州市の区域並びにその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができ、指定都市高速道路の新設、改築、維持、修繕等を総合的かつ効率的に行うこと等により、地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的として、次の事業を実施している。 1 福岡高速道路の建設事業及び維持管理 2 北九州高速道路の建設事業及び維持管理	県は、基本金の75.2%を出資し、事業運営に要する経費に対し負担金の交付及び資金の貸付を行うとともに、当社の債務について債務保証を行っている。 援助等の明細は、次のとおりである。 福岡県道路公社出資金 22,356,900,000円 (うち20年度 0円) 冷水有料道路事業負担金 867,000,000円 福岡県道路公社有料道路管理運営資金貸付金 983,400,000円 保証債務残高(平成20年度末) 43,717,636,400円
福岡北九州高速道路公社	福岡市及び北九州市の区域並びにその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができ、指定都市高速道路の新設、改築、維持、修繕等を総合的かつ効率的に行うこと等により、地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的として、次の事業を実施している。 1 福岡高速道路の建設事業及び維持管理 2 北九州高速道路の建設事業及び維持管理	県は、基本金の50.0%を出資するとともに、特別転貸貸付金等の貸付け及び当社の債務について債務保証を行っている。 援助等の明細は、次のとおりである。 福岡北九州高速道路公社出資金 107,440,800,000円 (うち20年度 2,633,000,000円) 特別転貸貸付金 91,282,927,582円 (うち20年度 2,873,000,000円) 都市高速道路経営改善資金貸付金 15,000,000,000円 (うち20年度 0円) 保証債務残高(平成20年度末) 310,875,259,500円

## 第2 監査の結果

各監査対象団体における財政的援助等に係る出納その他の事務は、調査した範囲において、適正に執行されていると認められた。



監査公表第8号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を農林水産部出先機関の福岡農林事務所等36か所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成21年10月7日

福岡県監査委員 工 藤 壽 文  
同 進 谷 庸 助  
同 伊 藤 龍 峰  
同 日 野 喜 美 男

## 第1 監査の概要

## 1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

- (1) 監査対象機関：農林水産部の出先機関36機関  
 (2) 監査対象期間：平成20年度  
 (3) 監査実施期間：平成21年5月13日～平成21年6月24日  
 監査対象機関ごとの監査実施日は次のとおりである。

監査対象機関名		監査実施日
福岡	農林事務所	
福岡	地域農業改良普及センター	平成21年6月2日～平成21年6月5日
北筑前	地域農業改良普及センター	
朝倉	農林事務所	
朝倉	地域農業改良普及センター	平成21年5月19日～平成21年5月22日
久留米	地域農業改良普及センター	
八幡	農林事務所	
北九州	地域農業改良普及センター	平成21年6月2日～平成21年6月5日
飯塚	農林事務所	
飯塚	地域農業改良普及センター	平成21年5月13日～平成21年5月15日
田川	地域農業改良普及センター	
筑後	農林事務所	
南筑後	地域農業改良普及センター	平成21年5月27日～平成21年5月29日
八女	地域農業改良普及センター	
病害虫防除所	筑後支所	
行橋	農林事務所	
京都	地域農業改良普及センター	平成21年6月10日～平成21年6月12日
築上	地域農業改良普及センター	
病害虫防除所	行橋支所	
農業	大学校	平成21年6月24日
農業	総合試験場	
病害虫防除	場所	平成21年5月20日～平成21年5月22日
農業	総合試験場豊前分場	平成21年6月15日
農業	総合試験場筑後分場	平成21年6月24日
農業	総合試験場八女分場	平成21年6月18日
農業	総合試験場果樹苗木分場	平成21年6月24日
中央	家畜保健衛生所	平成21年6月16日
北部	家畜保健衛生所	平成21年6月17日
両筑	家畜保健衛生所	平成21年6月22日

監査対象機関名	監査実施日
筑後家畜保健衛生所	平成21年6月23日
筑後川水系農地開発事務所	平成21年6月17日～平成21年6月19日
森林業技術センター	平成21年6月23日
水産海洋技術センター	平成21年6月16日
水産海洋技術センター - 有明海研究所	平成21年6月18日
水産海洋技術センター - 豊前海研究所	平成21年6月16日
水産海洋技術センター - 内水面研究所	平成21年6月23日

## 2 監査の主眼

今回の監査は、財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

特に、県営工事の執行状況について、重点事項として調査を行った。

## 3 監査の範囲

今回実施した監査の範囲は、次のとおりである。

- (1) 収入
  - 農林水産手数料、生産物売払収入、農林水産業受託事業収入、弁償金等の調定及び収入事務
- (2) 支出
  - 賃金、報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の支出事務
- (3) 人件費
  - 報酬、通勤手当の認定及び支給事務
- (4) 契約
  - 契約の締結及び履行確認事務
- (5) 公有財産
  - 土地、建物、工作物、樹木等の管理事務
- (6) 物品
  - 取得、管理及び処分状況
- (7) 県営工事
  - 県営工事の執行状況
- (8) 補助事業
  - 補助事業の執行状況

## 第2 監査の結果

- 1 各監査対象機関における財務に関する事務は、調査した範囲において、適正に執行されていると認められた。
- 2 重点事項の調査結果
  - (1) 調査対象機関
    - 農林事務所及び筑後川水系農地開発事務所 計7機関

(2) 調査の内容

平成20年度に完了した県営工事において、設計積算が正確に行われているか、また、しゅん工検査が適切に行われているかについて調査を行った。

(3) 調査の結果

県営工事の設計積算及びしゅん工検査は適正に執行されていると認められた。

監査公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を知事部局の本庁、議会事務局、警察本部及び行政委員会（委員）事務局について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成21年10月7日

福岡県監査委員	工藤 壽文
同	進谷 庸助
同	伊藤 龍峰
同	日野 喜美男

## 第1 監査の概要

## 1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

- (1) 監査対象機関：知事部局の本庁、議会事務局、警察本部及び行政委員会（委員）事務局106機関  
 (2) 監査対象期間：平成20年度  
 (3) 監査実施期間：平成21年6月30日～平成21年7月30日

監査対象機関ごとの監査実施日は次のとおりである。

監査対象機関名	監査実施日
秘書室	平成21年7月29日
行政経営企画課	平成21年6月30日
人事課	平成21年7月2日
財政課	平成21年7月7日
税務課	平成21年7月3日
財産活用課	平成21年7月14日
県民情報広報課	平成21年7月3日
消防防災課	平成21年7月2日
総務事務センター	平成21年7月9日 平成21年7月22日～平成21年7月24日
システム管理課	平成21年6月30日
私学学事振興局学事課	平成21年7月8日
私学学事振興局私学振興課	平成21年7月8日
総合政策課	平成21年7月17日
広域地域振興課	平成21年7月14日
市町村支援課	平成21年7月16日
情報政策課	平成21年7月17日
調査統計課	平成21年7月17日
空港対策局空港整備課	平成21年7月15日
空港対策局空港計画課	平成21年7月15日
社会活動推進課	平成21年7月28日
青少年課	平成21年7月29日
県民文化スポーツ課	平成21年7月30日
男女共同参画推進課	平成21年7月29日
生活安全課	平成21年7月28日
国際交流局交流第一課	平成21年7月30日
国際交流局交流第二課	平成21年7月30日
保健医療介護総務課	平成21年7月7日
健康増進課	平成21年7月9日
保健衛生課	平成21年7月7日

医療	指導	課	平成21年7月9日		
薬	務	課	平成21年7月8日		
医療	保険	課	平成21年7月10日		
高齢	者支	援課	平成21年7月8日		
介護	保険	課	平成21年7月10日		
福祉	総務	課	平成21年6月30日		
子育て	支	援課	平成21年6月30日		
児童	家庭	課	平成21年7月1日		
障害	者福	祉課	平成21年7月1日		
保護	・援	護課	平成21年7月3日		
労働局	労働	政策課	平成21年7月2日		
労働局	新雇	用開発課	平成21年7月2日		
労働局	職業	能力開発課	平成21年7月2日		
人権・	同和对	策局調整課	平成21年7月3日		
環境	政	策課	平成21年7月28日		
環境	保	全課	平成21年7月29日		
循環	型社	会推進課	平成21年7月30日		
廃	棄物	対策課	平成21年7月28日		
監視	指	導課	平成21年7月29日		
自然	環	境課	平成21年7月30日		
商工	政	策課	平成21年7月15日		
中	小	企業振興課	平成21年7月17日		
中	小	企業経営	金融課	平成21年7月16日	
国際	経	済観光課	平成21年7月16日		
新	産	業・技	術振興課	平成21年7月17日	
工	業	保	安課	平成21年7月17日	
企	業	立	地課	平成21年7月16日	
農	林	水	産政策課	平成21年7月10日	
農	山	漁	村振興課	平成21年7月7日	
農	林	水	産物安	全課	平成21年7月2日
団	体	指	導課	平成21年7月1日	
園	芸	振	興課	平成21年7月3日	
水	田	農	業振興課	平成21年7月8日	
経	営	技	術支	援課	平成21年7月3日
畜	産			平成21年7月7日	
農	村	整	備課	平成21年7月10日	

林業振興課	平成21年7月8日
森林保全課	平成21年7月9日
水産局漁業管理課	平成21年7月1日
水産局水産振興課	平成21年6月30日
県土整備備総務課	平成21年7月1日
企画交通課	平成21年7月3日
用地課	平成21年7月3日
道路維持課	平成21年7月8日
道路建設課	平成21年7月3日
河川課	平成21年7月10日
河川開発課	平成21年7月7日
港湾課	平成21年7月2日
砂防課	平成21年7月8日
高速道路対策室	平成21年7月7日
水資源対策課	平成21年7月10日
北部福岡緊急連絡管建設室	平成21年7月7日
建築都市総務課	平成21年7月8日
都市計画課	平成21年7月14日
建築指導課	平成21年7月8日
公園街路課	平成21年7月9日
下水道課	平成21年7月9日
住宅計画課	平成21年7月9日
県営住宅課	平成21年7月15日
営繕設備課	平成21年7月10日
会計管理局会計課	平成21年7月28日
議会事務局	平成21年7月9日
総務課	平成21年7月28日
財務課	平成21年7月30日
文化財保護課	平成21年7月29日
企画調整課	平成21年7月28日
社会教育課	平成21年7月30日
教職員課	平成21年7月30日
施設課	平成21年7月28日
高等学校課	平成21年7月30日
義務教育課	平成21年7月28日
人権・同和教育課	平成21年7月29日



体 育 ス ポ ー ツ 健 康 課	平成21年7月29日
人 事 委 員 会 事 務 局	平成21年7月1日
監 査 委 員 会 事 務 局	平成21年7月30日
警 察 本 部	平成21年7月14日～平成21年7月17日
労 働 委 員 会 事 務 局	平成21年7月3日

## 2 監査の主眼

今回の監査は、財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

また、事業内容に着目した監査（指定事業監査）を実施した。

## 3 監査の範囲

今回実施した監査の範囲は、次のとおりである。

### (1) 収入

県税、地方消費税清算金、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入及び県債並びに特別会計の調定及び収入事務

### (2) 支出

賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の支出事務

### (3) 人件費

報酬、通勤手当等諸手当の認定及び支給事務

### (4) 契約

契約の締結及び履行確認事務

### (5) 工事

工事の執行状況

### (6) 公有財産

土地、建物、工作物、樹木等の管理状況

### (7) 物品

取得、管理及び処分状況

### (8) 債権

債権管理の状況

### (9) 補助金

補助金の交付事務

## 第2 監査の結果

## 1 監査における指摘

各監査対象機関における財務に関する事務は、次のとおり一部の機関において是正を要するものが見受けられた。その内訳は、次のとおりである。

対象機関名	区分		計
	収入	支出	
財政課		3件	3件
児童家庭課	1件	1件	2件
道路維持課		2件	2件
人権・同和教育課	1件		1件
計	2件	6件	8件

是正を要するもの内容は、次のとおりである。

対象機関名	区分	説明
財政課	支出	その他需用費及び負担金の資金前渡において、精算書が作成されていない。(3件)
	収入	母子寡婦福祉資金貸付金償還金において、収入未済額が前年度に比べて23,010,201円増加している。(1件)
児童家庭課	支出	食糧費の資金前渡において、精算書が作成されていない。(1件)
	支出	食糧費及び使用料の資金前渡において、精算書に領収書が添付されていない。(2件)
人権・同和教育課	収入	地域改善奨学資金貸付金償還金において、収入未済額が前年度に比べて214,623,605円増加している。(1件)

## 2 指定事業監査の調査結果

## (1) 調査対象事業

調査対象事業は次のとおりである。(24事業)

機 関 名		事 業 名
総 務 部	行政経営企画課	共同公文書館整備事業
	税 務 課	軽油引取税不正軽油流通調査事業
企画・地域 振興部	広域地域振興課	元気ある地域づくり企画事業
	市町村支援課	選挙啓発事業
新社会推進部	男女共同参画推進課	配偶者からの暴力防止対策強化事業
	医療指導課	ナースセンター事業
保健医療介護部	医療指導課	在宅医療推進事業
	介護保険険課	介護サービス公表事業
福祉労働部	保護・援護課	生活保護自立促進事業
	新雇用開発課	障害者雇用対策事業
環 境 部	環境政策課	エコ事業所応援事業
	循環型社会推進課	エコファミリー応援事業
		3 R実践支援事業 3 R...Reduce (廃棄物の発生抑制), Reuse (再利用), Recycle (再生利用)
商 工 部	商工政策課	「科学少年」育成事業
	中小企業振興課	企業経営者等人権啓発事業
農林水産部	農山漁村振興課	豊かな中山間地域農林業活性化事業
	水田農業振興課	水田農業担い手再編事業
	林業振興課	ふくおか林業・木材産業再生促進事業
県土整備部	企画交通課	設計VE (バリューエンジニアリング) 活用促進事業
	河 川 課	クリーンリバー推進対策事業
建築都市部	都市計画課	街なか活性化事業
	教 育 庁	義務教育課
体育スポーツ健康課		ふくおか体カアップ推進事業
警 察 本 部		交通事故総量抑制総合対策事業

## (2) 調査内容

事業単位での一連の事務処理において、事業の流れ、収入、支出項目等の関連性に着目し、事業が経済性、効率性及び有効性に考慮して行われているかについて調査した。

## (3) 調査結果

特に是正を要するものは見受けられなかった。

## 監査公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を県土整備部、建築都市部出先機関の福岡土木事務所等20か所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成21年10月7日

福岡県監査委員	工 藤 壽 文
同	進 谷 庸 助
同	伊 藤 龍 峰
同	日 野 喜 美 男

## 第1 監査の概要

## 1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

(1) 監査対象機関：県土整備部及び建築都市部の出先機関20機関

(2) 監査対象期間：平成20年度

(3) 監査実施期間：平成21年5月7日～平成21年7月2日

監査対象機関ごとの監査実施日は次のとおりである。

監査対象機関名	監査実施日
福岡土木事務所	平成21年6月17日～平成21年6月19日
久留米土木事務所	平成21年6月30日～平成21年7月2日
柳川土木事務所	平成21年6月15日～平成21年6月16日
直方土木事務所	平成21年6月9日～平成21年6月11日
行橋土木事務所	平成21年6月3日～平成21年6月5日
前原土木事務所	平成21年6月1日～平成21年6月2日
朝倉土木事務所	平成21年5月26日～平成21年5月28日
八女土木事務所	平成21年6月23日～平成21年6月25日
北九州土木事務所	平成21年5月26日～平成21年5月28日
田川土木事務所	平成21年6月9日～平成21年6月11日
飯塚土木事務所	平成21年6月3日～平成21年6月5日
那珂土木事務所	平成21年6月17日～平成21年6月19日
大牟田土木事務所	平成21年6月15日～平成21年6月16日
豊前土木事務所	平成21年6月23日～平成21年6月25日
宗像土木事務所	平成21年6月1日～平成21年6月2日
藤波ダム建設事務所	平成21年5月21日
五ヶ山ダム建設事務所	平成21年5月20日
伊良原ダム建設事務所	平成21年5月20日
苅田港務所	平成21年5月20日～平成21年5月21日
流域下水道事務所	平成21年5月7日～平成21年5月8日

## 2 監査の主眼

今回の監査は、財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

特に、土木事務所における県単独工事の契約変更状況については、工事範囲及び工法の変更等が適切なものであるかどうか、重点事項として調査を行った。

## 3 監査の範囲

今回実施した監査の範囲は、次のとおりである。

## (1) 収入

県土整備費負担金、県土整備使用料、県土整備手数料及び県土整備受託事業収入等の調定金額、調定期及び

## 収入事務

## (2) 支出

賃金、旅費、需用費、委託料、使用料及び賃借料等の支出事務

## (3) 人件費

通勤手当の認定及び支給事務

## (4) 契約

長期継続契約の状況

## (5) 公有財産

土地、建物、工作物、樹木等の増減及び管理状況

## (6) 物品

取得、管理の状況

## (7) 債権

債権管理状況

## (8) 工事

契約変更、設計積算及び施工の状況

## (9) 用地

設計積算及び履行確認検査等の状況

## 第2 監査の結果

## 1 監査における指摘

各監査対象機関における財務に関する事務は、次のとおり一部の機関において是正を要するものが見受けられた。その内訳は、次のとおりである。

対象機関名	区分				計
	収入	契約	工事	用地	
久留米土木事務所	2件		1件		3件
柳川土木事務所		5件			5件
大牟田土木事務所				1件	1件
計	2件	5件	1件	1件	9件

是正を要するものの内容は、次のとおりである。

対象機関名	区分	説 明
久留米土木事務所	収入	河川堤防占使用料で、占用料の単価を誤ったため、調定が316,107円不足している。(2件)
	工事	道路改築工事の設計積算で、設計表示単位及び土工の単価を誤ったため、積算過大となっている。(1件)
柳川土木事務所	契約	工事請負契約で、当初の請負契約から3割以上増額変更したにもかかわらず、契約保証金の追加保証がなされていないものがある。(5件)
大牟田土木事務所	用地	視距改良事業の用地補償費の支払いで、登記前支払いを行っているものがある。(1件)

## 2 重点事項の調査結果

県単独工事の契約変更状況について

### (1) 調査対象機関

土木事務所全15機関

### (2) 調査の内容

平成20年度に完成した土木事務所における県単独工事の契約変更について、工事範囲及び工法の変更等が適切なものであるかどうか調査を行った。

### (3) 調査の結果

県単独工事の契約変更における工事範囲及び工法の変更等について、一部の工事で、契約変更の時期及び変更指示の事務が適切でないものが見受けられた。

---

監査公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づく随時監査を女性相談所等32か所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成21年10月7日

福岡県監査委員 工藤 壽文  
同 進谷 庸助  
同 伊藤 龍峰  
同 日野 喜美男



## 第1 監査の概要

## 1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施日

- (1) 監査対象機関：知事部局及び教育委員会の出先機関32機関  
 (2) 監査対象期間：平成20年12月1日又は平成21年1月1日から監査実施日まで  
 (3) 監査実施日：平成21年5月12日～平成21年7月31日

監査対象機関ごとの監査対象期間及び監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名		監査対象期間		監査実施日
女性相談所		平成21年1月1日から 平成21年7月23日まで		平成21年7月23日
大牟田児童相談所		平成21年1月1日から 平成21年7月24日まで		平成21年7月24日
障害者更生相談所		平成21年1月1日から 平成21年7月28日まで		平成21年7月28日
北九州労働者支援事務所		平成21年1月1日から 平成21年7月29日まで		平成21年7月29日
筑後労働者支援事務所		平成21年1月1日から 平成21年7月31日まで		平成21年7月31日
小倉西高等学校		平成20年12月1日から 平成21年6月30日まで		平成21年6月30日
戸畑高等学校		平成20年12月1日から 平成21年6月15日まで		平成21年6月15日
ひびき高等学校		平成20年12月1日から 平成21年6月11日まで		平成21年6月11日
戸畑工業高等学校		平成20年12月1日から 平成21年6月12日まで		平成21年6月12日
若松商業高等学校		平成20年12月1日から 平成21年5月19日まで		平成21年5月19日
八幡高等学校		平成21年1月1日から 平成21年7月9日まで		平成21年7月9日
八幡中央高等学校		平成20年12月1日から 平成21年5月15日まで		平成21年5月15日
八幡工業高等学校		平成20年12月1日から 平成21年6月9日まで		平成21年6月9日
折尾高等学校		平成20年12月1日から 平成21年6月24日まで		平成21年6月24日
須恵高等学校		平成20年12月1日から 平成21年5月13日まで		平成21年5月13日
修猷館高等学校		平成20年12月1日から 平成21年6月25日まで		平成21年6月25日
早良高等学校		平成20年12月1日から 平成21年6月3日まで		平成21年6月3日
太宰府高等学校		平成20年12月1日から 平成21年6月23日まで		平成21年6月23日
筑紫高等学校		平成20年12月1日から 平成21年5月26日まで		平成21年5月26日
三井高等学校		平成21年1月1日から 平成21年7月10日まで		平成21年7月10日

久留米筑水高等学校	平成20年12月1日から 平成21年5月14日まで	平成21年5月14日
山門高等学校	平成20年12月1日から 平成21年5月12日まで	平成21年5月12日
八女高等学校	平成20年12月1日から 平成21年5月27日まで	平成21年5月27日
八女工業高等学校	平成20年12月1日から 平成21年6月18日まで	平成21年6月18日
八女農業高等学校	平成21年1月1日から 平成21年7月22日まで	平成21年7月22日
嘉穂東高等学校	平成20年12月1日から 平成21年6月17日まで	平成21年6月17日
鞍手高等学校	平成20年12月1日から 平成21年5月29日まで	平成21年5月29日
柳河盲学校	平成20年12月1日から 平成21年5月28日まで	平成21年5月28日
北九州盲学校	平成20年12月1日から 平成21年6月26日まで	平成21年6月26日
田主丸養護学校	平成20年12月1日から 平成21年6月10日まで	平成21年6月10日
小郡養護学校	平成20年12月1日から 平成21年6月19日まで	平成21年6月19日
北筑前養護学校	平成20年12月1日から 平成21年6月4日まで	平成21年6月4日

## 2 監査の主眼

今回の監査は、女性相談所等32機関における旅費等9支出項目の財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

特に、旅費及びその他需用費に主眼を置き、旅費については、事実確認調査を含む監査を実施し、その他需用費については、納品書による物品検収が行われているかについて確認した。

## 3 監査の範囲

- (1) 時間外勤務手当
- (2) 賃金
- (3) 旅費
- (4) 交際費
- (5) 食糧費
- (6) その他需用費
- (7) タクシー借上料
- (8) 会場借上料
- (9) 備品購入費

## 第2 監査の結果

各監査対象機関における財務に関する事務は、調査した範囲において、適正に執行されていると認められた。

雑 報
-----

## 公告

「ホテルレガロ福岡」の経営受託事業者を次のとおり募集します。

平成21年10月7日

地方職員共済組合福岡県支部長

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 レガロの概要

## (1) 所在地

福岡市博多区千代1丁目20番31号

## (2) 建物の概要

ア 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上8階・地下1階

イ 延床面積 10,210.51㎡

(うち福岡県健康管理センター4～5階を除くホテル部門面積は8,614.29㎡)

ウ 敷地面積 3,000.00㎡ (福岡県所有)

エ 完成年月 平成10年5月

## (3) 施設の基本コンセプト

宿泊、会議などの機能を持ち、利用者のニーズに合致した総合型シティホテルを目指す。

## (4) 施設概要

ア 宿泊 (6～8階 客室56室 定員74名)

	区 分	広さ	客室数	定員	ベッドサイズ
客 室	シングル	18.0㎡	34	34	125×205cm
	シングル (デラックス)	20.7㎡	6	6	125×205cm
	ツイン	25.0㎡	9	18	115×205cm
	ツイン (デラックス)	34.9㎡	2	4	125×205cm
	ツイン (バリアフリータイプ)	36.1㎡	1	2	100×195cm
	ダブル	26.3㎡	3	6	210×205cm

和室	34.9㎡	1	4	-
計		56	74	

注：部屋面積は各部屋によってそれぞれ異なる。

## イ 宴会・会議・婚礼 (2～3階)

会 場 名		面積 (帖数)	収容人数 (正餐)
洋 室	レガロホール (A B)	501㎡	280名
	レガロホール (A) 再掲	294㎡	160名
	レガロホール (B) 再掲	207㎡	120名
	ローズルーム	172㎡	90名
	カトレア	95㎡	60名
	アゼリア	44㎡	20名
	サルビア	35㎡	20名
和 室	千代の間	49帖	64名
	松風の間	20帖	22名
	飛梅の間	10帖	10名
	竹葉の間	10帖	10名

## ウ 婚礼施設 (2階)

式場 (神式、チャペル式)、衣装室、美容室、写真室

## エ レストラン (1階)

客席数約60席

## オ 駐車場

地下駐車場約20台

(隣接県有地に約30台分の地上駐車場もあり)

## カ 福岡県職員健康管理センター (4～5階)

福岡県及び地方職員共済組合福岡県支部 (以下「支部」という。) がその運営を行う。

## 2 公募スケジュール

## (1) 公募申込受付期間

平成21年10月7日(水)～11月6日(金)

## (2) 現場説明会申込受付期間

平成21年10月7日(水)～10月14日(水)

## (3) 現場説明会

平成21年10月15日(木)

## (4) 質問受付期間

平成21年10月15日(木)～10月20日(火)

## (5) 質問回答予定日

平成21年10月23日(金)

## (6) 第1次審査

平成21年11月17日(火)

## (7) 第2次審査

平成21年11月26日(木)

## 3 委託の基本的条件等

## (1) 委託内容

ホテル経営業務及び福岡県職員健康管理センターを含む施設全体の管理業務

## (2) 委託形式

経営委託

ア 経営上の収支は全て事業者に帰属するものとする。

イ 収支がプラスとなった場合は全て事業者の利益となるが、マイナスとなった場合の経営責任は事業者が負うものとする。従って、収支が赤字の場合においても、県・支部は補填を行わない。

ウ 事業者は収支の多少の如何にかかわらず、下記(3)施設使用料を支部に支払うものとする。

エ 期間は下記(4)とし、原則として事業者の任意による途中解約等は認めない。

## (3) 施設使用料

- ・ホテルレガロ福岡経営計画書に応募者が提示の額

- ・5年間定額とし、最低基準額は年額2,600万円

## (4) 委託期間

- ・平成22年4月1日～平成27年3月31日(5年間)

- ・契約更新は協議の上、以後1年毎に更新

## (5) 経費負担

## ア 支部負担

施設の躯体(基礎、柱、梁、壁面及び床など)、電気・空調及び衛生設備の主要部分について、現状を維持するための必要最小限度の修繕(経年劣化した性能や機能の原状回復を目的としたもの)について、予算の範囲内で支部が負担

## イ 事業者負担

- ・人件費、光熱水費、消耗品費等ホテル業務に要する経費
- ・企画提案にかかる改装(サービス向上や業務の効率化等に伴う改装・レイアウト変更)や新規の設備の購入、設備の改良、備品購入等
- ・支部で設置した厨房設備や備品等について、事業者の責に起因する修繕等は事業者の負担
- ・その他軽微な修繕

## ウ 県の負担

福岡県職員健康管理センター(4～5階)の光熱水費や建物設備管理費等は、計量メーターや面積・稼働時間等の比率により按分して、予算の範囲内で県が負担

## エ その他

- ・既存の備品、消耗品等は支部が事業者は無償で貸し付けるが、それらの修繕あるいは新規の買替え等一切の費用は事業者の負担とする。
- ・契約満了時、又は契約が解除されたときにおいて、事業者の投じた有益費及び必要費があっても、その一切の費用について、事業者は支部に請求できない。

## (6) 契約保証金

- ・施設使用料の年額の10分の1とする。
- ・なお、契約保証金は、(4)の契約期間満了時に無利子にて返還するが、事業者の責任で契約期間満了がなされない場合には、損害賠償の一部に補填するため返還しな

い。

(7) 宿泊施設名称

- ・原則として「ホテルレガロ福岡」とする。
- ・施設の名称について変更の希望がある場合は、下記の条件を満たす場合に限り提案できるものとする。

ア 施設の名称変更がイメージアップ等、施設の活性化につながるものであること。

イ 施設の名称変更に伴う施設改装、備品・消耗品、商標登録に関する経費等、費用の一切を事業者負担とすること。

(「レガロ」及び「R (ロゴマーク)」については当支部より商標登録済)

ウ 契約満了時に現状回復を行うこと。ただし、支部が原状回復の必要性がないと認めた場合については、この限りではない。

(8) 営業報告等

受託期間中、事業者は支部に対し、下記のとおり報告等の義務を負うこととする。

ア 年間事業計画書 (収支計画、販促計画、修繕保守計画、料金表等)

事業者が各年度当初に支部に提出

イ 運営報告 (利用状況報告、損益報告等)

毎月の運営状況等について、事業者が支部に毎月報告

ウ 帳簿の保存

経営受託にかかわる諸帳簿及び領収書など証拠書類は最低5年間保存

エ 決算報告

当該年度の決算書 (貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等) を提出

オ 上記のほか、事業者は支部からの求めに応じ、随時施設経営に関する報告を行うものとする。

(9) 使用上の制限

ア 法令等の遵守

施設の管理・運営に当たっては、旅館業法等関係法令を遵守し、かつ、支部の

指示に従うものとする。

イ 目的外使用の禁止

・建物を、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和23年法律第122号) 第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業の用に供することはできない。また、これと同等又はこれに類似する用に供することもできない。

・建物を、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第2号に定める暴力団その他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用に供することはできない。また、これと同等又はこれに類似する用に供することもできない。

ウ 建物使用上の制限

・施設の増築は禁止する。

・現在の客室数 (56室) 及び客室定員 (74名) を超える改築等は、原則として実施できない。

(10) 契約解除条項

契約期間の満了がなされない等、契約の条項に違反した場合、又は債務不履行があったときその他の事由が生じたときは、契約解除権、違約金の請求、損害賠償の請求などをする権利を当支部が有することとする。

(11) その他

ア 第三者への業務の全面委託はできない。ただし、委託業務の一部については、予め支部の承認を得て委託することが可能とする。

イ 利用料金は企画提案によるものとする。ただし、宿泊及び会議料金の一部については、共済組合員 (地方公務員) 若しくは福岡県民のレガロ利用に対し、優遇措置を講ずることとする。

ウ 現従業員雇用について、前受託事業者から依頼等がなされた場合には配慮をお願いする。

エ 地元業者への優先発注、県産食材の積極的な活用をお願いする。

オ 受託後、運営途中に、事業者の任意による施設の改装や業態変更をする場合は支部の承認が必要である。また、施設の改装や業態変更に伴う一切の費用につい

ては事業者の負担とする。

#### 4 応募資格

日本国内においてホテル等の宿泊施設の経営実績があり、ホテルレガロ福岡の経営についてホテル及び建物管理等の関係法令の許可等を得て経営できる企業・団体（法人格を有する者）で、次に該当すること。

- (1) 法人の代表者が成年被後見人、被保佐人、破産者でないこと。
- (2) 会社更生法及び民事再生法等による手続き中の団体でないこと。
- (3) 指定暴力団又はその傘下に属し、あるいはその他反社会的勢力とされる団体でないこと、代表者及び役員その他従業員の一人もその構成員あるいは準構成員でないこと。
- (4) 団体及びその代表者に税金の滞納がないこと。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札参加の制限をされているものでないこと。
- (6) 公募開始日から契約締結日までの間、福岡県の指名停止期間中でないこと。

#### 5 提出書類

提出書類は下記(1)から(8)までを一式とし、正本1部、副本8部を提出すること。

- (1) ホテルレガロ福岡経営受託申込書
- (2) ホテルレガロ福岡経営計画書（その1～7）
- (3) 定款
- (4) 登記事項証明書（登記簿謄本）
- (5) 印鑑証明書
- (6) 財務諸表等（申込書提出日の属する事業年度の直前3事業年度分）  
貸借対照表、損益計算書その他経営の状況を明らかにする書類  
3月期決算の事業者は、平成18、19、20年度分の財務諸表等が必要
- (7) 納税証明書（3ヶ月以内に発行されたもの）
  - ・県税に未納のないことの証明書  
福岡県内に本店・支店・営業所等がある場合は福岡県の証明書、それ以外の場合は本社所在都道府県の証明書
  - ・消費税及び地方消費税に未納のないことの証明書

- (8) 法人の概要、沿革及び事業内容がわかる資料  
パンフレット等

#### 6 作成上の注意

- (1) 言語：日本語
- (2) 通貨：日本国通貨
- (3) 単位：日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位
- (4) 提出方法
  - ・「5 提出書類」の(8)を除く(1)～(7)の資料については、一部ずつJIS規格A4ファイルに番号順に整理しインデックスを貼り付けの上、綴じて提出すること。
  - ・また、用紙下欄中央にページを付すこと。

#### 7 申込手続

申込は、申込期間内に、下記(2)の申込場所へ「5 提出書類」を持参又は郵送（提出期限内必着の配達証明付き書留郵便による）すること。

なお、申請書様式等については福岡県庁HP（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。

- (1) 申込期間
  - 平成21年10月7日（水）午前9時から
  - 平成21年11月6日（金）午後5時まで（必着）
  - 持参の場合は受付時間を午前9時から午後5時までとする。
  - ただし、福岡県の休日を守る条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日には受領できない。
- (2) 申込場所
  - 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県庁3階南棟
  - 地方職員共済組合福岡県支部（総務部総務事務センター共済組合班）
  - Tel：092 - 643 - 3047
  - Fax：092 - 631 - 4419
- (3) その他
  - 受託申込書及び経営計画書の提出は、1社につき1件とする。
  - 当応募にかかる費用等は全て応募者の負担となる。
  - 応募書類は返却しない。
  - 以上を了承の上で申し込むこと。

#### 8 説明会

詳細について、次のとおり説明会を開催する。

- (1) 日時 平成21年10月15日（木）午前10時から
- (2) 場所 ホテルレガロ福岡2階 カトリアの間
- (3) 参加方法 開催日前日の午後5時までに、地方職員共済組合福岡県支部へ「説明会参加申込書」を持参若しくはFaxで申し込むこと。
- なお、参加人数は各応募者2名以内とする。
- 地方職員共済組合福岡県支部Fax：092 - 631 - 4419

#### 9 質疑

- (1) 受付期間 平成21年10月15日（木）から  
平成21年10月20日（火）午後5時まで（必着）
- (2) 質問方法 地方職員共済組合福岡県支部へ「質問票」をFax送付すること。  
地方職員共済組合福岡県支部Fax：092 - 631 - 4419
- (3) 回答予定 平成21年10月23日（金）
- (4) 回答方法 質問者及び説明会参加者全員へFax又は電子メールで回答する。

#### 10 施設設計図の閲覧

施設の設計図について、次のとおり閲覧を実施する。

- (1) 閲覧期間 平成21年10月7日（水）午前9時から  
平成21年10月30日（金）午後5時まで
- (2) 閲覧場所 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県庁3階南棟  
地方職員共済組合福岡県支部（総務部総務事務センター共済組合班）  
Tel：092 - 643 - 3047  
Fax：092 - 631 - 4419
- (3) その他 閲覧は予約制とする。閲覧を希望する場合は、事前に上記連絡先へ申し込むこと。
- 閲覧は上記の場所で行う。閲覧の際には名刺及び印鑑を持参すること。
- なお、設計図の貸出及び複写は禁止する。

#### 11 委託業者の決定方法

#### (1) 概要

「ホテルレガロ福岡経営委託業者選考委員会」において、第1次審査・第2次審査を実施し、各審査結果の合計点が最も高い事業者を委託先候補者とする。

	配点
第1次審査評価点 (公認会計士、中小企業診断士2名による評価点の平均)	25
第2次審査評価点 (ホテルレガロ福岡経営委託業者選考委員会委員7名による評価点の平均)	75
総合点	100

#### (2) 審査方法

ア 第1次審査 平成21年11月17日（火）

- ・5年間の委託契約を確実に履行する能力を有するか否かを検証するため、提案者の資本金、従業員数、提出された財務諸表等により、安定した経営状況かどうかを審査する。
- ・レガロ経営についての企画提案内容は、第1次審査の対象としない。
- ・第1次審査は、中立性を担保するため事業者を匿名化し、公認会計士及び中小企業診断士が行う（両者は選考委員会の委員を兼ねる）。
- ・評価においては、各項目の評価に応じ、合計25点の範囲内で評価点を与え、審査員2名による評価点の平均を第1次審査の結果とする。
- ・応募業者が5社を超えた場合、上位5社以内を選考する。
- ・審査結果が、第1次審査配点（25点）の2分の1未満の場合、不合格とする。

イ 第2次審査 平成21年11月26日（木）

- ・一次審査で選考された提案者から、支部が指定する場所でプレゼンテーション（1社15分以内）及び質疑（1社15分以内）を行う。
- ・評価においては、各項目の評価に応じ、合計75点の範囲内で評価点を与え、審査員7名による評価点の平均を第2次審査の結果とする。
- ・第1次審査結果と第2次審査結果との合計（総合点）により契約候補者の順位を決定し、支部は最も順位の高い委託先候補者と契約協議を行う。

・ただし、その協議が不調に終わった場合は、次順位者と協議を行う。

ウ 審査結果の通知

審査の結果は、審査後、提案者に対して通知する。

(3) 審査における評価項目

別表のとおり

(4) その他

提出書類に不備や虚偽の記載等があった場合は失格とする。

(ホテルレガロ福岡経営委託応募要綱別表)

	大項目	中項目	小項目	配点
第1次	経営状況 ・実績	経営状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営状況が健全か</li> <li>・経営体力があるか</li> <li>・履行能力があるか</li> </ul>	25
		宿泊施設 経営実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宿泊施設の運営実績があり、経営状況は健全か</li> </ul>	
第2次	施設運営	基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支部の基本コンセプトを踏まえているか</li> <li>・利用者のサービス向上に合致しているか</li> </ul>	45
		経営計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画が具体的であるか、実現性は高いか</li> <li>・集客方法に創意工夫や独創性があるか</li> <li>・施設の改装計画等は集客効果があるか</li> <li>・売上や利用者数見込は明確に示されているか</li> <li>・売上の拡大が見込めるか</li> </ul>	
	収支等	運営体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営体制が明確なものであるか</li> <li>・利用者への安全対策は適正であるか</li> </ul>	25
		収支計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収支計画の実現性が高いか</li> </ul>	
	施設使用料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5年間定額かつ支部の希望金額以上であるか</li> <li>・施設使用料の実現性が高いか</li> </ul>		
	その他	その他の事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務開始までのスケジュールが具体的であるか</li> <li>・アピールできる事項や優位性が認められるか</li> </ul>	5
合計				100

第1次審査 (25点) + 第2次審査 (合計75点) = 合計100点